

令和3年4月9日（金曜日）

消防防災施設災害復旧補助事業等調査特別委員会

消防防災施設災害復旧補助事業等調査特別委員会

令和3年4月9日（金曜日）

出席議員（1名）

議長 三浦 清人君

出席委員（15名）

委員長	菅原辰雄君		
副委員長	星喜美男君		
委員	須藤清孝君	倉橋誠司君	
	佐藤雄一君	千葉伸孝君	
	後藤伸太郎君	佐藤正明君	
	及川幸子君	村岡賢一君	
	今野雄紀君	高橋兼次君	
	山内孝樹君	後藤清喜君	
	山内昇一君		

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長	佐藤仁君
副町長	最知明広君
総務課長	及川明君
総務課長補佐 兼総務法令係長	岩淵武久君
総務課上席主幹 兼人事係長	加藤信男君
総務課財政係長	渡邊隆史君

事務局職員出席者

事務局長	男澤知樹
次長兼総務係長 兼議事調査係長	高橋伸彦

消防防災施設災害復旧補助事業等調査特別委員会の会議の概要

午後 2 時 15 分 開会

○委員長（菅原 辰雄君） ただいまより、消防防災施設災害復旧補助事業等調査特別委員会を開催いたします。

ただいまの出席委員数は、15人であります。定足数に達しておりますので、これより消防防災施設災害復旧補助事業等調査特別委員会を開会いたします。

傍聴の申し出があり、これを許可しております。

なお、当局より、町長、副町長、総務課長、総務課課長補佐兼総務法令係長、総務課上席主幹兼人事係長、総務課財政係長の6名が出席しております。

はじめに、一言挨拶を申し上げます。

本日は季節が若干遅ったような感じの寒い日であります。午前中はそれぞれの分野で活躍され、この特別委員会に参考いただきまして誠にありがとうございます。ひとつよろしくお願い申し上げます。

本日の特別委員会は、本年3月15日の本会議において可決した議案第67号「訴訟上の和解」に関して、町長から議長に対し、4月1日付で「損害賠償請求事件の和解が成立した旨」の通知がありました。これを受けて、本日の委員会は、その和解内容及び和解条項について、議会としてこれらを確認し、町民に対し、説明を果たす必要がありますことから、開催するものであります。

まず、本日の会議の進め方ですが、はじめに当局から和解成立及びその内容に関し、資料に基づいて説明をいただいた後、各委員より質疑を受けたいと思います。このように取り進めることに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（菅原 辰雄君） 異議なしと認めます。それでは、そのように進めさせていただきます。

早速、会議に入ります。

「消防防災施設災害復旧補助事業等に係る損害賠償請求事件の和解成立について」を議題
といたします。

当局に説明を求めます。総務課長。

○総務課長（及川 明君） 4月1日付けで総務課長を命じられました及川でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、消防防災施設災害復旧補助事業等に係る損害賠償請求事件の和解成立に伴います調書の内容についてご報告させていただいきます。

本件における訴訟上の和解につきましては、委員長からもお話をございましたが、先の定例会で御承認を賜り、3月23日に和解が成立し、その調書が作成されたところでございます。和解した具体的な内容、いわゆる和解条項につきましては、資料の2ページをお開き願いたいと思います。1件ずつ順に説明いたしますが、まず、1点目といたしまして、本人が町に対し、本件解決金として80万円の支払いが、支払い義務があることを認めるものとなっております。2点目といたしまして、その80万円を分割して南三陸町会計管理者名義の口座に振り込み、振込手数料につきましては本人の負担とするということになっております。なお、支払いにつきましては、今月末まで30万円、以降令和3年5月から令和5年5月まで、毎月末までに2万円ずつ分割して支払うこととしております。3点目といたしまして、分割金の支払いを2回怠った時には、期限の利益を失う。簡単に言えば、残り分を直ちに支払う必要が生じてくるといったものになっております。4点目といたしまして、町は、解決金を差し引いた残りの請求を放棄するということにしてございます。5点目といたしまして、本人と町との間には、本件に関しまして、この和解の条項に定めるものほかに何ら債権債務がないことを相互に確認するものということにしてございます。最後に6点目として、訴訟費用につきましては、各自の負担とすることとしてございます。以上が和解調書に記録され、和解条項につきましては、いわゆる確定判決と同一の効力を有するものとされております。以上御報告とさせていただきます。

○委員長（菅原 辰雄君） 当局からの説明が終了しましたので、これから質疑に入ります。

質疑願います。

○今野雄紀委員 何点か伺いたいと思います。今回、和解成立したということなんんですけど、そこで伺いたいのは、議案の時にも一応確認させていただいたんですけども、今回、この責任ていうか損害が、消極的損失っていうか損害だと、そういう説明があったんですけど、今回この和解の80万円になることによって、町なり、どこか、誰かなり、わからないんですけど、積極的損害っていうのは発生しないのかどうか、その点確認お願いしたいんですけど。

○委員長（菅原 辰雄君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 課長補佐の方から答えさせます。

○総務課課長補佐兼総務法令係長（岩淵 武久君） ただいま御質問いただいた消極的損害に対して、今回の和解に伴って、積極的損害というものが発生しないのかという御質問ですが、基本的には発生しないということになります。

○委員長（菅原 辰雄君） 今野委員。

○今野雄紀委員 積極的損害というものが発生しないということなんんですけど、そこで、7,572万円分の、そして、相手方に1,928万円を請求したわけなんですけど、そこで今回和解の成立することによって80万になりました。その1,928万マイナス80万分のその分の金額っていうか、それは、私、確認というか、議会、議案の時にもしたんですけど、消極的損失ということでよろしいんですよね。私確認したいのは、この1,928万から80万引いた分の金額は、私さっき確認した積極的損害にならないのか、なるのか、その点を確認お願いしたいんですけど、ちなみに、消極的損害っていうのは、貰える分のやつが貰えなかつたということの損失なんんですけど、その貰えなかつた分のやつを改めて貰えなくなつたということなんですね、そこで、その分の町にに対する損害っていうか余分な税金の投入とか、そういったことはなかったのか、その点確認お願いしたいんですけど。

○委員長（菅原 辰雄君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 御質問の内容、うまく理解できないんですが、いずれ和解すること

についてですね、司法の判断が下されて、議会の議決を経た上で和解という部分について、先の定例会で訴訟上の和解について御決定を受けたということでございますので、消極的・積極的という、その差額の部分についてですね、それが司法の判断であるということを踏まえますと、それ以上の事はなかなか、積極的・消極的という文言では御回答するわけにはいかないのかなというふうに思っております。

○委員長（菅原 辰雄君） 今野委員。

○今野雄紀委員 今の説明ですと、今回のこの80万円の件で全部が落着というか、そういったことになるということでよろしいのかどうか、そこで、もともと80万円に、80万円になるっていう裁判の結果なんですけど、それが99%減額になるっていうそこの要因の部分のその責任というかそういう部分はなかったのか、たまたま裁判して弁護士さんの力かどうかわかんないんですけど、こういった結果になったということなんですが、その分のところが私は町の人たちに説明するのに説明が出来かねるのですけども。

○委員長（菅原 辰雄君） 総務課課長補佐。

○総務課課長補佐兼総務法令係長（岩淵 武久君） お答えさせていただきます。前回、本会議前の特別委員会でも当時の総務課長の方からご答弁させていただいておる部分かと思いますけども、99%減になったといったことではないと考えております。といいますのは、そもそも損害全体の請求額は、4分の1であると、したがいまして、検討、訴訟のスタートは100分の25からのスタートになってございます。ですので、パーセンテージといった割合で1%といった数字を捉えて考えます場合は、その対になるのは、残りは24%であると考えております。なお、その残りの24%がどうか、といった部分については、訴えの提起等までにおいて御説明させていただいておりますとおり、県を含む関係機関の責任も当然に認められるといった考え方でございます。

○委員長（菅原 辰雄君） 今野委員。

○今野雄紀委員 今、説明あった県等の責任ということだったんですけど、そういった部分はもう完全にクリアしたのかどうか、そこの部分だけ確認して終わりにします。

○委員長（菅原 辰雄君） 総務課課長補佐。

○総務課課長補佐兼総務法令係長（岩淵 武久君） お答え申し上げます。クリアといった言葉の解釈をどうするかというのも私もちょと難しいとは考えておるんですが、訴えの提起の前の段階で、いわゆる4分の3について、どう整理をして、どういった対応をすべきかといったことについては、本町の訴訟代理人弁護士から、意見書という形で議員の皆様にもお示しをさせていただいているとおりであると考えております。

○委員長（菅原 辰雄君） 他に質疑はございませんか。

○委員長（菅原 辰雄君） 議長。

○議長（三浦 清人君） 確認したいのですけども、和解条項、わかりました。これを見ますとですね、最初の30万、との残りを2万ずつ毎月、2回怠った場合は全額と、その2回怠って全額も払えないという場合、その後、町としては、また更に弁護士さん頼んで請求をするという形になるんですかね。そのへん確認です。

○委員長（菅原 辰雄君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 先ほども説明の中で、期限の利益を失うということは、簡単に言えば残り部分をすぐにでも払うことが求められるということになりますので、いわゆる強制執行なりの手続きを執った上でそういう取り扱いになるということでございます。

○委員長（菅原 辰雄君） 他に質疑はございませんか。（「なし」の声あり。）

ないようありますので、これで質疑を終結いたします。

以上で「消防防災施設災害復旧補助事業等に係る損害賠償請求事件の和解成立について」の調査を終了いたします。

執行部の皆さんには、ここで退席をいただきます。ご苦労さまでした

○委員長（菅原 辰雄君） 次に「その他」に入ります。

その他、本特別委員会について、御意見があれば伺います。

○委員長（菅原 辰雄君） 後藤委員。

○後藤伸太郎委員 単純な疑問として、問題が、調査する対象が和解成立したことで解決したと

いうことになれば、委員会の調査活動の目的がなくなっていくのかなと思うので、そのあたり廃止も含めて考えていったらどうかなと思いますがいかがでしょうか。

○委員長（菅原 辰雄君） 今、後藤委員から、もう廃止してもいいんじゃないかという意見がでましたけども、いかがでしょうか。

○委員長（菅原 辰雄君） 高橋委員。

○高橋兼次委員 前例もあるのでね、特別委員会廃止ね、住宅の件の、あれも目的達したからとということで廃止しました。今回も同様の措置をしたほうがよろしいんじゃないかと思いますけども、で、また問題が起きれば設立すると。設置すると、その流れの方がよろしいんじゃないですかね。

○委員長（菅原 辰雄君） 議長。

○議長（三浦 清人君） またつくるのかな、そうすると。何かできれば、何もないとは思うんですけども、少し経緯をね、経緯を見た方が良いのかなと思って、またつくるのであれば。

○委員長（菅原 辰雄君） 及川委員。

○及川幸子委員 私はですね、この支払いの関係も今後どのようにしていくのか、先ほど聞きましたと強制執行というような、あの滞ると、というような話もありますので、やはりここは支払いが終わるまで存続すべきと思われます。

○委員長（菅原 辰雄君） 今、及川委員から、毎月払う、それが滞った場合ということで、もっと見届ければということで提案がありました。お二方からは、即閉めた方がいいんじゃないかなという意見もありましたけども、閉めるにしても本会議等に諮ってやると思うので、当分はこのまま継続して推移を見守って、しかるべき時期で議会に諮った方が良いのかなと思います。

○委員長（菅原 辰雄君） 事務局長。

○事務局長（男澤 知樹君） ご苦労様でございます。委員長が申したとおり、特別委員会の廃止は、本会議で議決が必要だと皆様御承知のとおりだと思います。通年会議が4月1日から

スタートしております。議会を開く場合は、直ちに本会議を開くことは出来ます。ただ、その一方で特別委員会の廃止に関しましては、これまでの議会の先例等に照らせば、拙速に明日とかにすぐやってではなくて、年4回の定例会なりのタイミングで、直近の定例会のタイミングで取扱いを本会議で譲っておったようでございます。ということも含めまして、今、委員長が当面と言いましたのは、すぐ4月中とか5月中とかではなくて、次の、例えば6月定例会とかまでに手続きを踏んでということが考えられます、というお話でございました。ただ、もう1点加えて申しますと、やはり全員で構成している委員会でございますので、廃止についても、これまでも全会一致という形で異論なくなさっておられたと思思いますので、そのような状況になっていくことが望ましいのかなというふうに考えております。以上です。

○委員長（菅原　辰雄君）　今、局長から説明したとおりでございますので、私、先ほど言ったように、当面、成り行きを見守って、しかるべき時期に閉じればいいのかなと思いますけども、そういうことでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり。）

○委員長（菅原　辰雄君）　それでは、そのように取り進めて行きたいと思います。

○委員長（菅原　辰雄君）　それでは、次回の特別委員会の開催は、議長、正副委員長に一任いただきたいと思思います。これに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（菅原　辰雄君）　異議なしと認めます。

よって、次回の会議は、そのように取り進めることといたします。

以上で、本日の会議を終了したいと思思います。これに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（菅原　辰雄君）　異議なしと認めます。

以上で、消防防災施設災害復旧補助事業等調査特別委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後2時46分　閉会